

重 要 事 項 説 明 書

(訪問リハビリテーション)

宇和島市立津島病院

重要事項説明書 訪問リハビリテーション

1 事業の目的及び運営の方針

事業者（訪問リハビリテーション）は、介護保険法で定める訪問リハビリテーションを提供するため、理学療法士、作業療法士、および言語聴覚士が、主治医の指示に基づき、利用者に対してリハビリテーションを提供することにより心身の維持回復を図り、その居宅（自宅）において在宅療養が継続できるように支援することを目的とします。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業所所在地および事業実施について

（１）事業所について

事業所名	宇和島市立津島病院
事業所番号	3810310494
管理者名	宇和島市立津島病院 院長 松久 進
所在地	愛媛県宇和島市津島町高田丙 15 番地
連絡先	0895-32-2011（代表）

（２）事業所の営業日及び営業時間

営業日及び 営業時間	月曜日～金曜日 8：30～17：15
営業しない日	土日祝日 年末年始 12月29日～1月3日

（３）事業所の事業実施地域

実施地域	宇和島市津島町及び周辺地域（島しょ部除く）
------	-----------------------

（４）事業所の職員体制

管理者 宇和島市立津島病院 院長 松久 進

職 種	職 務 内 容	人員数
管 理 者	主治医の指示に基づき適切なリハビリテーションが行われるよう管理を行います。	常勤 1 名
理学療法士 または 作業療法士	在宅における訪問リハビリテーション	常勤 1 名

3 訪問リハビリテーションの内容及び費用について

(1) 内容について

	事業内容
訪問リハビリテーション計画の作成	主治医の指示に基づき、利用者の病状、心身の状況、日常生活全般の状況及び、希望を踏まえて訪問リハビリテーション計画を作成します。
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションを提供します。 内容 ・ 血圧、体温、脈拍測定及び栄養状態、健康状態の観察 ・ 基本的日常生活動作の維持、回復に向けたリハビリ ・ 呼吸療法、褥瘡の予防 ・ 療養生活、介助方法の指導、家族支援 ・ 生活に即したリハビリテーションの指導、訓練 ・ 住環境に関する整備の助言や福祉用具の選択、助言

(2) 訪問リハビリテーション利用の際の留意事項

本事業所職員は次の行為は行いません。

- ・ 利用者または家族の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ・ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・ 利用者の同居家族に対するリハビリテーションの提供
- ・ 利用者の居宅（自宅）での飲酒、喫煙、飲食
- ・ 身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く）
- ・ その他利用者または家族などに対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 訪問リハビリテーション利用料

項 目	単 位
訪問リハビリテーション費（1回20分）	308 単位

(4) 訪問リハビリテーション利用料（加算）

項 目	単 位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6 単位
短期集中リハビリテーション 実施加算「退院（所）日または認定日から3月以内」	200 単位／日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位／日
口腔連携強化加算	50 単位

(5) その他の費用について

交通費	利用者の居宅（自宅）が、宇和島市の地域を超えて訪問した場合は1 k m 2 0 円に相当する交通費の実費を請求いたします。
訪問リハビリテーション実施に必要となる利用者の居宅（自宅）で使用する電気、ガス、水道等の費用は利用者の別途負担となります。	

(6) 利用料の支払い方法

利用料 利用者負担額	・ 利用料利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ・ 支払の際に領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。
---------------	---

4 個人情報保護法に基づく当事業所の個人情報保護について

- ・ 事業者は利用者個人の情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・ 事業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者にもらしません。
- ・ また、事業者である期間及び事業者でなくなった後においても継続します。
- ・ 事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録媒体については、管理者による最善な注意をもって管理し、また処分、廃棄の際にも漏えいを防止するものとします。
- ・ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加、削除を求められた場合は遅延なく調査をおこなった上で、必要な範囲内で訂正、追加、削除を行うものとします。（開示の際に複写等が必要な場合は利用者負担となります）

5 緊急時の対応方法について

訪問リハビリテーション実施中に利用者に病状の急変がみられた場合、また必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な処置を講じるとともに、事前の打ち合わせにより利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者の主治医	氏 名	
緊急連絡先	氏 名	(続柄)
	住 所	
	連絡先	自 宅 電 話
		携 帯 電 話
	氏 名	(続柄)
	住 所	
	連絡先	自 宅 電 話
		携 帯 電 話

6 事故発生時の対応方法について

訪問リハビリテーション実施中に事故が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡等、必要な処置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。当事業所は病院賠償責任保険に加入しています。

7 身分証携行

当事業所職員は、常に身分証を携行し、訪問時及び、利用者又は利用者のご家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

8 訪問リハビリテーション実施の記録

- ・訪問リハビリテーション実施ごとに記録を行うこととし、記録は訪問リハビリテーション実施日から2年間保存します。
- ・利用者は事業者に対して保存される記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ・利用者の健康手帳の医療の記録に関わるページに必要な事項を記載します。

9 訪問リハビリテーションに関する相談、苦情について

利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

・事業者窓口

【宇和島市立津島病院】

担当者 看護部長 近平 美和

電話 0895-32-2011

【受付日及び受付時間】

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

・その他窓口

【宇和島市役所高齢者福祉課】

宇和島市曙町1番地

電話 0895-24-1111

【愛媛県国民健康保険団体連合会】

松山市高岡町101番地1

電話 089-968-8700

上記内容について、「指定居宅サービスなどの事業人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第78条の規定に基づき利用者説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名	宇和島市立津島病院
事業所番号	3810310494
管理者名	宇和島市立津島病院 院長 松久 進
所在地	愛媛県宇和島市津島町高田丙15番地
連絡先	0895-32-2011（代表）

上記の内容の説明を事業者から確かに受け付けました。

利用者	住所	
	氏名	⑩
代理人	住所	
	氏名	⑩ （続柄 ）